



監 第 210 号
令和5年12月1日

寒河江市長 佐藤洋樹 殿
寒河江市議会議長 柏倉信一 殿

寒河江市監査委員 大沼 勇
寒河江市監査委員 後藤 健一郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 福祉国保課
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。(諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)
- 4 監査実施月日 令和5年11月9日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 205 号
令和5年12月1日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随 時 監 査
- 2 監 査 対 象 さくらんぼ観光課
令和4年度に実施した定例監査における事務指導事項分に係る次の業務
委託契約事務
「ふるさと納税制度における寄附受付等業務」
「ふるさと納税単価契約業務」
- 3 監 査 着 眼 点
 - (1)契約事務は、財務規則等に従い適正に処理されているか。また、委託業務の内容は適切か。
 - (2)委託業者に対する指導、監督、連絡等は適切に行われているか。
 - (3)担当部署での委託業務に対する職務権限及び責任体制は明確になっているか。また、管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。
 - (4)委託業者内の職務権限及び責任体制は明確になっているか。また、管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和5年11月17日
- 5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局

6 監査の実施内容

(1)財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

(2)調査対象期間

令和4年度及び令和5年度(令和5年4月1日から令和5年8月31日まで)

7 関係人調査の実施

随時監査の実施にあたっては、「ふるさと納税制度における寄附受付等業務」の受託者である一般社団法人寒河江市観光物産協会に対し、地方自治法第199条第8項に基づき関係人調査を行った。

8 監査の結果 良好と認められた。



監 第 233 号
令和5年12月27日

寒河江市長 佐藤洋樹 殿
寒河江市議会議長 柏倉信一 殿
寒河江市農業委員会会長 木村三紀 殿

寒河江市監査委員 大沼 勇
寒河江市監査委員 後藤 健一郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 農業委員会事務局
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。(諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)
- 4 監査実施月日 令和5年12月19日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)

7 監査の結果 おおむね良好と認められたが、次のような事例があった。

指摘事項

農業者年金協会の簿冊等の管理について

農業者年金協会の事務において、関係綴の紛失、通帳から出金した現金を長期にわたり保管し事業の支出に充当していたもの、令和4年度の業務完了が遅延したもの、上司や後任者への報告及び引継ぎが適正に行われていなかったものがみられた。

団体事務について、適正な事務及び管理を行うようにされたい。



監 第 235 号
令和5年12月27日

寒河江市長 佐藤洋樹 殿
寒河江市議会議長 柏倉信一 殿

寒河江市監査委員 大沼 勇
寒河江市監査委員 後藤 健一郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 市民生活課
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。(諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)
- 4 監査実施月日 令和5年12月22日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 246 号
令和6年1月23日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 柴橋地区公民館
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。（諸規程の整備、総会等の運営、事務体制）
- 4 監査実施月日 令和6年1月11日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 247 号
令和6年1月23日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 南部地区公民館
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。（諸規程の整備、総会等の運営、事務体制）
- 4 監査実施月日 令和6年1月11日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 248 号
令和6年1月23日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 中央公民館
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。(諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)
- 4 監査実施月日 令和6年1月11日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 249 号
令和6年1月23日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 図書館
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。（諸規程の整備、総会等の運営、事務体制）
- 4 監査実施月日 令和6年1月11日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 250 号
令和6年1月23日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 生涯学習課
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。(諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)
- 4 監査実施月日 令和6年1月12日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 251 号
令和6年1月23日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 スポーツ振興課
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。(諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)
- 4 監査実施月日 令和6年1月12日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 257 号
令和6年2月7日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 商工推進課
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。(諸規程の整備、総会等の運営、事務体制)
- 4 監査実施月日 令和6年1月24日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 259 号
令和6年2月21日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市立病院事業管理者 久保田 洋 子 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査対象 市立病院
- 3 監査着眼点
 - (1)現金預金等が適正に管理されているか。
 - (2)出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか。
 - (3)領収書等の帳簿類が適正に保管されているか。
 - (4)チェック体制が適正に機能しているか。
 - (5)文書等が適正に処理・保管されているか。
 - (6)団体の運営状況は適正か。（諸規程の整備、総会等の運営、事務体制）
- 4 監査実施月日 令和6年2月6日
- 5 監査実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 市に事務局を置く任意団体等の会計事務等について
(令和4年度分)
- 7 監査の結果 良好と認められた。